

(資料二)

平成十八年二月

定例島根県議会議案(条例)

参
考
資
料

目 次

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	1
島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例	2
島根県立大学条例の一部を改正する条例	3
職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	3
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	5
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	7
公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 ...	8
島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例	9
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	9
島根県手数料条例の一部を改正する条例	10
島根県県税条例の一部を改正する条例	12
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	13
島根県特別会計条例の一部を改正する条例	13
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	14

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	15
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	16
島根県女性相談センター条例の一部を改正する条例	17
島根県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例	18
島根県障害者介護給付費等不服審査会条例	18
島根県動物の愛護及び管理に関する条例	19
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	22
島根県生涯学習審議会条例の一部を改正する条例	23
島根県農業技術センター分析手数料条例の一部を改正する条例	23
島根県花振興センター条例の一部を改正する条例	24
島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	25
島根県産業技術センター条例等の一部を改正する条例	25
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	25
島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例	26
採石業の適正な実施の確保に関する条例	26
島根県空港条例の一部を改正する条例	28
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	28

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	29
-----------------------------------	----

第17号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づく権限移譲の要請があったこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 次の事務を松江市に権限移譲すること。

ア 児童福祉法に基づく事務

- ア 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付の決定
- イ 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付に要する費用の負担能力の認定

イ 母子保健法に基づく事務

- ア 低体重児の届出の受理
- イ 未熟児の保護者に対する訪問指導
- ウ 未熟児の養育医療の給付の決定
- エ 未熟児の養育医療の給付に要する費用の負担能力の認定

ウ 森林法に基づく事務

- ア 民有林の開発行為の許可及び監督処分（面積が5ヘクタールを超えないものに限る。）
- イ 保安林の指定又は指定の解除
- ウ 保安林内の立木の伐採又は行為の許可
- エ 保安林に係る監督処分

エ 農地法に基づく事務

- ア 農地の転用の許可（面積が4ヘクタールを超えないものに限る。イにおいて同じ。）
- イ 農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可
- ウ 島根県農業会議の意見の聴取
- エ 立入調査、測量又は物件の除去若しくは移転
- オ 違反転用に対する監督処分

オ 地方自治法に基づく事務

- ア 新たに生じた土地の届出の受理及び告示
- イ 町又は字の区域の変更等の届出の受理及び告示

カ 土地区画整理法及び都市再開発法に基づく事務

㍑ 事業計画の決定前の組合の設立の認可及び認可された組合の事業計画の認可

㍒ 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可

(2) 次に掲げる事務を出雲市及び益田市に権限移譲すること。

(1)の力(土地区画整理法に基づく事務に限る。)に同じ。

(3) 次に掲げる事務を奥出雲町に権限移譲すること。

(1)のオに同じ。

(4) 引用する条項の整理

(5) その他規定の整理

3 施行期日

平成18年4月1日から施行する。ただし、2の(1)のエについては規則で定める日、2の(4)(児童福祉法に係る部分に限る。)は平成18年10月1日から施行する。

第18号議案

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 提案理由

条例に定める実施機関に新たに公安委員会及び警察本部長が加わることに対応した事務処理を推進するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 実施機関は、他の実施機関において個人情報の訂正等の決定をすることにつき正当な理由があるときは、訂正等の請求に係る事案を移送することができること。

(2) 実施機関は、個人情報の訂正等の実施をした場合において必要と認めるときは、当該個人情報の提供先に対し遅滞なくその旨を通知すること。

(3) その他規定の整備

3 施行期日

平成18年4月1日から施行する。

第19号議案

島根県立大学条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立大学の大学院において学位論文による学位を授与するため、学位論文審査手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 島根県立大学の大学院（以下「大学院」という。）の博士課程（後期）に在学せず学位論文をもって学位の授与を申請する者は、学位論文審査手数料57,000円を納付しなければならないこと。
- (2) 学位論文審査手数料は、学位論文をもって学位の授与を申請するときに納付しなければならないこと。
- (3) 大学院の博士課程（後期）において、3年以上在学し、修了に必要な単位を修得し、及び必要な研究指導を受けた上で退学した者が、退学した日の翌日から起算して1年以内に学位論文の審査を申請する場合は、学位論文審査手数料を免除することができること。
- (4) (3)により免除を受けた場合を除き、既に納付した学位論文審査手数料は、還付しないこと。

3 施行期日

平成18年4月1日から施行する。

第20号議案

職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告に基づき、私傷病による休暇の期間及び休職者に対する給与について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正

私傷病による休暇の期間を、結核性疾患にあっては1年以内、その他の負傷又は疾病にあっては90日以内の期間とすること。ただし、任命権者は、その他の負傷又は疾病のうち人事委員会規則で定めるものについ

て90日を超えない範囲内で延長することができること。

(2) 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正
(1)に同じ。

(3) 職員の給与に関する条例の一部改正

休職者に対する給与について、その範囲、支給割合及び支給期間について改正すること。

区 分	改 正 前	改 正 後
公務外の疾病（結核性疾患）	給与の全額（2年間）	給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（以下「給料等」という。県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員にあっては、地域手当を除く。）のそれぞれ100分の80（2年間）
公務外の疾病又は負傷（非結核性疾患）	給与の全額（2年間）	給料等の100分の80（1年間）
刑事起訴	給料等（期末手当を除く。）の100分の80以内	給料等（期末手当を除く。）の100分の60以内
公務上における災害による生死不明等	給与の全額	給料等の100分の100以内
公務外における災害による生死不明等	給料等の100分の80以内	給料等の100分の70以内

(4) 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正
(3)に同じ。

(5) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正
(3)に同じ。

(6) 施行日において現に与えられている私傷病による休暇について所要の

経過措置を設けること。

(7) その他規定の整理

3 施行期日

平成18年7月1日から施行する。

第21号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

給与制度の見直しの状況等にかんがみ、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため一定期間の職務の内容に応じた調整の仕組みを創設することについて、及び退職手当の支給率を改定することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 一般の退職手当

退職した者に対する退職手当の額は、退職手当の基本額に、退職手当の調整額を加えて得た額とすること。

(2) 退職手当の基本額

次に掲げる場合における退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を一定の期間ごとに区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額の合計額とすること。

ア 自己の都合による退職等の場合

イ 11年以上25年未満勤続後の退職等の場合

ウ 整理退職等の場合

(3) 給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例

退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、次に掲げる額の合計額をその者に対する退職手当の基本額とすること。

ア その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日

に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとした場合の退職手当の基本額に相当する額

イ 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が(2)により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ アに掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

(4) 退職手当の調整額

ア 退職手当の調整額

退職した者に対する調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次に掲げる職員の区分に応じて定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額を合計した額とすること。

ア 第1号区分 79,200円

イ 第2号区分 62,500円

ウ 第3号区分 50,000円

エ 第4号区分 45,850円

オ 第5号区分 41,700円

カ 第6号区分 33,350円

キ 第7号区分 25,000円

ク 第8号区分 20,850円

ケ 第9号区分 16,700円

コ 第10号区分 0

イ 職員の区分

アのアからコまでに掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して定めるものとする。

ウ 短期勤続者等に対する退職手当の調整額

次に掲げる者に対する退職手当の調整額は、アにかかわらず、次のとおりとすること。

ア 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの アのアからウまで

又は(ロ)に掲げる職員の区分にあつてはそれぞれに掲げる額、アの(ケ)に掲げる職員の区分にあつては0として、アを適用して計算した額

(イ) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び自己の都合により退職した者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの (ア)により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 経過措置

ア 新制度施行日前日に仮に退職した場合の退職手当額が新条例により算定した額よりも多いときは、新制度施行日前日額を保障すること。

イ 平成21年3月31日までに新制度適用職員として退職し、新条例により算定した額が旧制度が維持されたと仮定して算定した場合の額よりも多いときは、一定額を新条例等退職手当額から控除すること。

(6) 次に掲げる条例の一部改正

ア 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

イ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

ウ 特別職の職員の退職手当に関する条例

エ 職員の育児休業等に関する条例

オ 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

カ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例

3 施行期日

平成18年4月1日から施行する。

第22号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

組織改正及び水産練習船の老朽化による代船の建造に伴い、支給対象公署等の名称について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

支給対象となる職員の勤務する公署及び職員の乗り組む水産練習船の名称の改正

手 当 名	改 正 内 容
-------	---------

特殊現場作業従事手当	支給対象公署を中海干拓営農センターから東部農林振興センターに、隠岐支庁土木建築局から隠岐支庁県土整備局に、益田土木建築事務所から益田県土整備事務所に改めるとともに、花振興センターを削ること。
衛生検査業務従事手当	支給対象公署から総務部職員課を削ること。
夜間特殊業務手当	支給対象公署を水産試験場附属漁業無線指導所から水産技術センターに改めること。
冬期海上等作業従事手当	支給対象公署を栽培漁業センターから水産技術センターに改めること。
漁獲手当	支給対象水産練習船を「鵬丸」から「わかしまね」に改めること。
船舶衛生管理業務従事手当	

- 3 施行期日
平成18年4月1日から施行する。

第23号議案

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

民間の産業廃棄物最終処分場の処理能力を補完する公共関与による最終処分場の整備を推進するため、産業廃棄物最終処分場第2期工事を行う財団法人島根県環境管理センターへ職員を派遣することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

職員を派遣することができる公益法人等に、財団法人島根県環境管理センターを追加すること。

3 施行期日

平成18年4月1日から施行する。

第24号議案

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

財団法人島根県育英会に対する県の出資割合が低下したこと及び財団法人島根県並河萬里写真財団が解散することに伴い、経営評価の対象法人について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

経営評価の対象法人から財団法人島根県育英会及び財団法人島根県並河萬里写真財団を除くこと。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第25号議案

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

障害者自立支援法及び刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 障害者自立支援法の施行に伴う規定の整理

障害者が入所している期間は介護補償をしないとする施設を、身体障害者福祉法に規定する身体障害者療護施設から障害者自立支援法に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）とすること。

(2) 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う用語の整理

改正前	改正後
監獄	刑事施設

(3) その他規定の整理

3 施行期日

2の(1)については平成18年10月1日から、2の(2)については刑事施設及

び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日から、2の(3)については公布の日から施行する。

第26号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

介護保険法の改正、構造改革特別区域計画の認定等に伴い、県が徴収する手数料の額等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 介護保険法関係手数料

ア 介護サービス情報の公表制度が新設されたことに伴う手数料の設定

手数料を納めなければならない者	手数料の額
介護サービス情報の公表のための報告をしようとする者	15,000円
介護サービス情報の調査を受けようとする者	45,000円

イ 介護サービス情報の公表に係る手数料を指定情報公表センターの収入とすること。

ウ 介護サービス情報の調査に係る手数料を指定調査機関の収入とすること。

エ 介護支援専門員の資格が更新制となったことに伴う介護支援専門員証の交付に係る手数料の設定

手数料を納めなければならない者	手数料の額
介護支援専門員証の交付を受けようとする者	4,200円
介護支援専門員証の書換え交付を受けようとする者	1,600円
介護支援専門員証の再交付を受けようとする者	1,100円
介護支援専門員証の更新を受けようとする者	4,200円

オ 引用する条項の整理

(2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料

らくらく取得「しまね網・わな猟免許」特区の認定を受けたことに伴

う使用する猟具として網又はわなのいずれかを選択して狩猟免許を受け
る場合の手数料の設定

手数料を納めなければならない者	手数料の額
使用する猟具として網又はわなのいずれかを選択し て狩猟免許を受けようとする者	
ア 銃猟免許を有する者等である場合	3,000円 (4,000円)
イ その他の場合	4,000円 (5,300円)

()内は通常の狩猟免許を受けようとする場合の手数料の額

(3) 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関
する法律関係手数料

製造保安責任者試験等について行政手続等における情報通信の技術の
利用に関する法律に規定するオンライン等による方法により出願する場
合における手数料の設定

ア 高圧ガス保安法関係手数料

試 験 の 種 類		手数料の額
製造保安責任者試験	乙種化学	9,500円 (10,000円)
	丙種化学	8,900円 (9,400円)
	乙種機械	9,500円 (10,000円)
	第2種冷凍機械	9,500円 (10,000円)
	第3種冷凍機械	8,900円 (9,400円)
販売主任者試験	第1種販売	8,000円 (8,500円)
	第2種販売	6,200円 (6,700円)

()内は書面により出願する場合の手数料の額

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料

試験の種類	手数料の額
液化石油ガス設備士試験	22,500円 (23,000円)

()内は書面により出願する場合の手数料の額

(4) 旅券法関係手数料

ア 旅券法の改正に伴い、一般旅券の再発給に係る手数料の規定を削除すること。

イ 引用する条項の整理

(5) 地方税法関係手数料

県の入札・契約事務に係る納税証明書の取扱いの変更に伴う規定の整備

(6) 租税特別措置法関係手数料

引用する条項の整理

(7) 家畜改良増殖法関係手数料

引用する条項の整理

3 施行期日

平成18年4月1日から施行する。ただし、2の(4)から(7)までについては、公布の日から施行する。

第27号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

構造改革特別区域計画の認定に伴い、わなを選択した狩猟免許に係る狩猟者の登録を促進するため、及び免税軽油の引取り等に係る報告書を提出すべき免税軽油使用者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 狩猟税

網・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち、平成17年4月1日から平成23年3月31日までの間にわなを選択して狩猟免許を受け、当該免許に係る狩猟者の登録(狩猟免状の交付の日から3年以内の狩猟

者の登録に限る。)を受ける農業又は林業に従事する者として規則で定める者の登録に係る狩猟税の税率を、地方税法第700条の52第1項第1号に該当する者にあつては16,500円を8,200円に、同項第2号に該当する者にあつては11,000円を5,500円にする特例措置を設けること。

(2) 免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の特例

免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限を、規則で定める期限とすること。

3 施行期日

平成18年4月1日から施行する。

第28号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

住民サービスの向上及び行政運営の効率化を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムを使用した本人確認情報の利用又は提供に係る事務について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 知事が本人確認情報を利用することができる事務を定めること。
- (2) 本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務を定めること。
- (3) 知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法を定めること。
- (4) 知事は、毎年、本人確認情報の利用及び提供の状況を公表すること。

3 施行期日

平成18年4月1日から施行する。

第29号議案

島根県特別会計条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政事務の執行方法の見直しを行った結果、用品調達事業等の効率的な執行を行うため、同事業等を一般会計において執行することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
島根県用品調達等特別会計の廃止
- 3 施行期日
平成18年4月1日から施行する。

第30号議案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 1 提案理由
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正
 - ア 無店舗型性風俗特殊営業の受付所営業の営業禁止地域を島根県の区域とすること。
 - イ その他規定の整理
 - (2) 警察に関する手数料条例の一部改正
 - ア 性風俗関連特殊営業の開始又は変更に係る事項を記載した届出書の提出があったことを記載した書面の交付等に係る手数料の新設

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
開始の届出をしようとする者	
ア 店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業に係るもの	1件につき 11,900円
イ 無店舗型性風俗特殊営業に係るもの(県外に受付所を設けるものに限る。)	1件につき3,400円に、8,500円に設ける受付所の数を乗じて得た額を加算した額
ウ (イ)以外の無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業又は無店舗型電話異性紹介営業に係るもの	1件につき 3,400円

の	
改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により届出書を提出している者で施行日から3月を経過する日までに書面の交付を受けようとするもの（性風俗関連特殊営業の届出に関する経過措置）	1 件につき 3,400円
変更の届出をしようとする者	
(ア) 変更に係る事項が受付所の新設に係るもの（県外に受付所を設けるものに限る。）	1 件につき1,900円に、 8,500円に当該新設に係る受付所の数を乗じて得た額を加算した額
(イ) (ア)以外のもの	1 件につき 1,500円
書面の再交付を受けようとする者	1 件につき 1,200円
<p>イ アの性風俗関連特殊営業の届出に関する経過措置の適用期限の経過に伴う規定の削除</p> <p>ウ その他規定の整理</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成18年5月1日から施行する。ただし、2の(1)のイの一部及び(2)のウについては公布の日から、2の(2)のイについては平成18年8月1日から施行する。</p>	

第31号議案

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政需要の変動に伴い、地方警察職員の定員を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

警察官の定員の改正

区 分	改正前	改正後	増 減
警視	70人	71人	1人

警部	143人	145人	2人
警部補及び巡査部長	804人	810人	6人
巡査	423人	424人	1人
計	1,440人	1,450人	10人

- 3 施行期日
平成18年4月1日から施行する。

第32号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

へき地医療奨学金制度を見直し、医学生地域医療奨学金制度及びしまね医学生特別奨学金制度を設けることに伴い、県内の医療機関に勤務する医師の確保及び充実を図るため、その返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 医学生地域医療奨学金に係る返還免除

ア 貸付金の種類

大学の医学を履修する課程に在籍する者又は大学院において医学に関する専門知識を習得しようとする者で、将来指定医療機関において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金

イ 免除の条件及び範囲

(ア) 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の3倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、貸与期間に相当する期間医師の業務（臨床研修その他研修を受けることを目的とするものを除く。(イ)において同じ。)に従事（特定地域医療機関において貸与期間の2分の1に相当する期間以上医師の業務に従事することを含む。(イ)において同じ。）したとき。

債務の全部

(イ) 大学院の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の3倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、貸与期間に相当する期間医師の業務に従事したとき。 債務の全部

- (ウ) 医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。 債務の全部
 - (エ) 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。 債務の全部又は一部
- (2) しまね医学生特別奨学金に係る返還免除
- ア 貸付金の種類

島根大学医学部に在学する者のうち知事が定める年次に在籍する者で、将来指定医療機関において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金
 - イ 免除の条件及び範囲
 - (ア) 臨床研修を修了した日の属する月の翌月に、指定医療機関において医師の業務に就き、かつ、引き続いて6年間その業務に従事したとき。 債務の全部
 - (イ) 指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外で医師の業務に従事した場合にあっては、通算して1年未満に限り、指定医療機関においてその業務に従事したものとみなすこと。
 - (ウ) 医師の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。 債務の全部
 - (エ) 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。 債務の全部又は一部
- (3) へき地医療奨学金に係る返還免除の条件及び範囲は、従前のとおりとすること。

3 施行期日

平成18年4月1日から施行する。

第33号議案

島根県女性相談センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県東部地域における配偶者等からの暴力被害者の増加に伴い、同地域における相談、保護、自立支援等の体制の充実を図るため、女性相談センターの設置場所等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案

を提出する理由である。

2 条例の概要

島根県女性相談センターの設置場所を松江市とし、同センターの分室として大田市に西部分室を設けること。

3 施行期日

平成18年4月1日から施行する。

第34号議案

島根県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例

1 提案理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、精神保健福祉審議会について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

島根県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置すること。

(2) 組織

ア 審議会は、委員10人以内で組織すること。

イ 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができること。

(3) 任期

ア 委員の任期は、3年とすること。

イ 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(4) その他規定の整理

3 施行期日

平成18年4月1日から施行する。

第35号議案

島根県障害者介護給付費等不服審査会条例

1 提案理由

障害者自立支援法の施行に伴い、障害者介護給付費等不服審査会について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

島根県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置すること。

(2) 所掌事務

不服審査会は、障害者自立支援法に規定する介護給付費等に係る市町村の処分に関する審査請求の事件のうち知事が必要と認めるものを取り扱うこと。

(3) 委員の定数

ア 不服審査会の委員の定数は、10人とする。

イ 委員のうちから不服審査会が指名する者をもって構成する合議体の委員の定数は、5人とする。

(4) 関係人等に対する報酬

審問を受け、又は調査を行う者の専門的能力及び審問又は調査に要する時間を考慮して知事が定める額とすること。

3 施行期日

平成18年4月1日から施行する。

第36号議案

島根県動物の愛護及び管理に関する条例

1 提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、県民の動物愛護の精神の高揚及び動物による人に対する侵害の防止を図るため、飼い主の責務、飼い主の遵守事項、犬又はねこの引取り、特定動物の飼養等について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）

第9条の規定に基づき講ずる必要な措置その他必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図ることを目的とすること。

- (2) 次のとおり定義規定を設けること。
- ア 特定動物とは、法第26条第1項に規定する特定動物をいうこと。
- イ 飼養とは、動物にえさを与えて飼うこと（一時保管する場合を含む。）をいうこと。
- ウ 飼い主とは、動物を所有する者（所有者以外の者が管理しているときは、その者）をいうこと。
- (3) 県及び飼い主の責務について定めること。
- (4) 動物、犬及びねこの飼い主の遵守事項等について定めること。
- (5) 特定動物の飼養の許可について定めること。
- (6) 犬又はねこの引取り、収容、捕獲等について定めること。
- (7) 動物を収容したときは、飼い主が判明しているときはその飼い主に通知し、飼い主が判明しないものにあつては公示し、及び当該動物が保護され、又は捕獲された場所を管轄する市町村の長に通知すること。
- (8) 知事は、引取り、収容又は捕獲をした動物を処分し、又は譲渡するときは、当該動物の飼養を希望する者で適正に飼養することができることと認められるものに譲渡するように努めるものとする。
- (9) 特定動物の飼い主は、飼養する特定動物が逸走したとき等の緊急時の措置について定めておくこと。
- (10) 知事は、特定動物が逸走した場合で人の生命、身体又は財産を侵害し、又はこれらに対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、当該特定動物を捕獲し、収容し、又は処分することができること。
- (11) 知事は、不適正な飼養によって動物の健康又は安全が損なわれていると認めるときは、当該動物の飼い主に対し、期限を定めて、必要な措置を執るべきことを勧告することができること。
- (12) 知事は、動物の取扱いに起因して、その鳴き声等によるその周辺の住民の生活に対する著しい支障が当該住民の間で共通の認識となっていると認められる事態が生じている場合には、当該事態を生じさせている者に対し、市町村長の協力を得て、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置を執るべきことを勧告することができること。
- (13) 知事は、特定動物が人の生命、身体又は財産を侵害したとき、又は侵害するおそれがあると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、特定動物を捕獲する等の措置を執るべきことを命ずることができること。
- (14) 犬又は特定動物の飼い主は、その犬又は特定動物が人の生命又は身体を侵害したときは、直ちに負傷者を救助し、新たな事故の発生を防止す

るために必要な措置を執らなければならないこと。この場合においては、発生した事故及びその後の措置について、遅滞なく、保健所長に届け出なければならないこと。

(15) 知事は、その職員に、飼い主等に対し、報告の徴収又は立入検査を行わせることができること。

(16) 動物取扱業の登録等に係る手数料の設定

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
動物取扱業の登録を受けようとする者	1 件につき 15,500円
動物取扱業の登録の更新を受けようとする者	1 件につき 15,500円
動物取扱責任者研修を受けようとする者	1 人につき 1,500円
動物取扱業登録証の再交付を受けようとする者	1 件につき 2,000円
特定動物の飼養又は保管の許可を受けようとする者	1 件につき 15,500円
特定動物の飼養又は保管の変更の許可を受けようとする者	1 件につき 10,600円
特定動物飼養保管許可証の再交付を受けようとする者	1 件につき 2,000円
犬又はねこの引取りを求める者	
ア 生後90日を超える犬又はねこの引取りを求める者	1 頭又は 1 匹につき 2,000円
イ 生後90日以下の犬又はねこの引取りを求める者	1 頭又は 1 匹につき 400円

(17) 罰則

ア 特定動物による侵害防止の命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処すること。

イ 犬若しくは動物による侵害防止の命令又は周辺環境の保全の命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処すること。

ウ 次の者は、10万円以下の罰金に処すること。

(ア) 飼い犬のけい留義務に違反して、飼い犬をけい留しなかった者

(イ) 飼い犬が人の生命、身体又は財産を侵害しないように必要な措置をしなかった者

(ウ) 特定動物が逸走した旨の通報をせず、又は虚偽の通報をした者
(エ) 犬又は特定動物が人に危害を加えた旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(オ) 立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

エ 人に危害を加えた犬又は特定動物を獣医師に検診させる等の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金又は科料に処すること。

オ 詐欺その他の不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、過料を科することができること。

(18) 次に掲げる条例の廃止

ア 犬による危害の防止に関する条例

イ 危険な動物の飼養及び保管に関する条例

3 施行期日

(1) 平成18年6月1日から施行する。ただし、2の(16)の犬又はねこの引取りを求める者に係る手数料については、平成18年10月1日から施行する。

(2) この条例の施行の日以後の飼養に係る特定動物の飼養の許可は、平成18年4月1日から行うことができることとする。

第37号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,791人	1,759人	32人
	事務職員、技術職員その他の職員	215人	217人	2人
盲学校、ろう学校及び養護学校	教育職員	816人	854人	38人

小学校及び中学校	教育職員	5,423人	5,331人	92人
	事務職員及び技術職員	438人	432人	6人

(2) 引用する条項の整理

3 施行期日

平成18年4月1日から施行する。

第38号議案

島根県生涯学習審議会条例の一部を改正する条例

1 提案理由

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第39号議案

島根県農業技術センター分析手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

試験研究機関の再編に伴い、しまねの味開発指導センターにおいて徴収している食品に関する分析等に係る手数料を引き続き同センターを統合する農業技術センターにおいて徴収するため、その手数料の額等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 題名の改正

改正前	改正後
島根県農業技術センター分析手	島根県農業技術センター分析等手

数料条例

数料条例

- (2) 食品に関する分析等に係る手数料を設定し、その項目及び額は、統合するしまねの味開発指導センターにおける当該手数料の項目及び額と同一とすること。
- (3) 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができること。
- (4) 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、過料を科することができること。
- (5) 島根県しまねの味開発指導センター分析等手数料条例の廃止
- (6) その他規定の整備

3 施行期日

平成18年4月1日から施行する。

第40号議案

島根県花振興センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

花振興センターに設置された花ふれあい公園への来園者の増加等を図るため、年間パスポート制度を導入することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

花ふれあい公園の年間使用料の新設

区 分	年間使用料（同一人が1年間使用する場合の使用料）の額
小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	500円
その他の者	1,000円

3 施行期日

平成18年4月1日から施行する。

第41号議案

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

1 提案理由

家畜伝染病予防法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第42号議案

島根県産業技術センター条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

県内企業等の利便性の向上による産業振興を図るため、産業技術センター、農業技術センター及び畜産技術センターにおいて徴収する使用料及び手数料の額について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例に規定する使用料及び手数料の額について、県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者とそれ以外の者との間に2倍の格差を設けること。

(1) 島根県産業技術センター条例

(2) 島根県農業技術センター分析手数料条例

(3) 島根県畜産技術センター分析等手数料条例

3 施行期日

平成18年4月1日から施行する。

第43号議案

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に資するため、

島根県行政手続オンライン化計画に基づき、特定非営利活動促進法に基づく手続等をオンラインで実施する場合に必要な事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

特定非営利活動促進法に基づく申請、届出、提出、通知、交付、縦覧及び閲覧のうち規則で定めるものについて、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に規定するオンライン等による方法により行う場合に関し必要な事項は、島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例に規定するオンライン等による方法の例によること。

3 施行期日

平成18年6月1日から施行する。

第44号議案

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

1 提案理由

組織改正に伴い、西部県民センター県央事務所の施設及び設備の維持管理を男女共同参画センターの指定管理者に行わせるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

島根県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）の指定管理者が維持管理を行うセンター以外の施設及び設備を、センターの施設及び設備と一体として維持管理を行うことが適当であると知事が認めるセンターに近接するものとする。

3 施行期日

平成18年4月1日から施行する。

第45号議案

採石業の適正な実施の確保に関する条例

1 提案理由

岩石の採取に伴う災害を未然に防止し、及び岩石の採取の事業の健全な発達を図るため、採石業者が講ずべき採取跡の措置等について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) この条例は、岩石の採取の事業について、採石業者が講ずべき採取跡の措置等を定めることにより、岩石の採取に伴う災害を未然に防止し、及び岩石の採取の事業の健全な発達を図ることを目的とすること。
- (2) 次のとおり定義規定を設けること。
 - ア 採取跡とは、採石業者が岩石の採取を行う場所において岩石の採取を行ったことにより形質が変更された土地をいうこと。
 - イ 採取跡の措置とは、採取跡における整地、緑化、施設の設置等であって認可を受けた採取計画に定められた岩石の採取の終了時に行うこととされた措置又はこれに準じた措置で規則で定めるものをいうこと。
- (3) 採石業者は、法及び法に基づく命令並びにこの条例を遵守し、適正な採取方法による採取を行い、並びに自然環境及び景観の保全に配慮した採取跡の措置を誠実に行わなければならないこと。
- (4) 岩石の採取計画の認可を受けようとする採石業者は、岩石の採取の期間が1年以内である場合を除き、採取跡の措置に係る保証人を立てなければならないこと。
- (5) 保証人は、採石業者による採取跡の措置を行うことが困難である場合には、採石業者に代わって採取跡の措置を行わなければならないこと。
- (6) 保証人は、採石業者を構成員とする法人であって知事の承認を受けたものでなければならないこと等の保証人の要件を定めること。
- (7) 保証人の保証の期間は、原則その保証の対象となる岩石採取場に係る採取計画の認可を受けた日から、岩石の採取の廃止の届出を知事が受理した日の翌日から起算して2年を経過する日までとすること。
- (8) 岩石の採取計画の認可の期間は、10年を超えない範囲内で規則で定める期間とすること。
- (9) 知事は、採取跡の措置について、採石業者を立ち合わせて岩石採取場等を調査することができること。
- (10) 岩石の採取計画の認可を受けた採石業者は、規則で定めるところにより、毎年、前年における岩石の採取の状況を知事に報告しなければならないほか、事故が発生したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならないこと。
- (11) 採石業者は、認可された採取計画等に従って採取跡の措置を行い、当該措置の完了後、知事の確認を受けなければならないこと。
- (12) 知事は、採石業者に対し、適正に採取跡の措置が行われるよう必要な

指導及び助言に努めること。

(13) 知事は、その職員に、採石業者又は採石業者を構成員とする法人で知事の承認を受けたものに対し報告の徴収又は立入検査を行わせることができること。

(14) 認可の申請を行っている採石業者について所要の経過措置を設けること。

3 施行期日

平成18年10月1日から施行する。

第46号議案

島根県空港条例の一部を改正する条例

1 提案理由

隠岐空港における新滑走路の供用開始に伴い、小型ジェット機を就航させるため、同空港を使用する場合の航空機の離着陸時における重量制限について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

隠岐空港を使用することができる航空機の離陸重量又は着陸重量の換算単車輪荷重を8.5トン未満から24.0トン未満に引き上げること。

3 施行期日

規則で定める日から施行する。

第47号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地元町営住宅との一体的な管理により、住民の利便性の向上及び管理体制の効率化を図るため、隠岐郡に所在する県営住宅等の管理の方法として公営住宅法に規定する管理代行制度を導入すること及び美郷町に所在する県営住宅を同町に譲渡することについて、並びに公営住宅法施行令の改正に伴い、公募を行わないで県営住宅に入居させることができる者の要件を拡大することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 隠岐郡に所在する県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理について、公営住宅法の規定により当該県営住宅等の所在する町が管理（家賃及び入居者駐車場使用料の決定並びに家賃、敷金、入居者駐車場の使用料その他金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）を行おうとする場合は、当該町にこれを行わせることができること。

(2) 美郷町への譲渡に伴う次の団地の廃止

名 称	所 在 地
上 野 団 地 都 賀 行 団 地	邑智郡美郷町

(3) 既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて、入居者を募集しようとしている県営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であると認められる場合に、公募を行わないで入居させることができること。

3 施行期日

(1) 平成18年4月1日から施行する。ただし、2の(3)については、公布の日から施行する。

(2) 県営住宅等の所在する町が県営住宅等の管理を行うことに關し必要な行為は、施行前においても行うことができることとする。

第48号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

水力発電及び風力発電による電力を卸供給するため、志津見発電所及び江津高野山風力発電所の設置について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 発電所の設置

名 称	最 大 出 力	供 給 先
志津見発電所	1,700キロワット	中国電力株式会社

江津高野山風力発電所

20,700キロワット

(2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。